特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等 の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個 人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言 する。

特記事項

評価実施機関名

可児市長

公表日

令和5年2月27日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
Ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧伯人番号の通知及び個人番号カードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの変更 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認・他団体からの情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続し、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。
3対象人数 2. 特定個人情報ファイル・	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満 を取り扱う事務において使用するシステム
システム1	
①システムの名称	住民記録システム
②システムの機能	1. 住民基本台帳管理機能:住民基本台帳の保存、照会、異動等の管理を行う。 2. 証明書発行機能:住民票等の住民基本台帳に基づく証明書を発行する。 3. 住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)連携機能:住民票の記載事項に変更又は新規作成が発生した場合に、住基ネットに更新情報を送信する。 4. 法務省連携機能:外国人住民の情報について法務省と連携を行う。 5. 戸籍システム連携:戸籍の届出、通知による住民票の異動について、戸籍システムと連携する。 6. 個人番号の管理:個人番号の管理を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバ)

システム2~5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
	T. 本人確認情報の更新 : 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。
	2. 本人確認 :特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個 人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示す る。
	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) : 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。
	4. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報 の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。
②システムの機能	5. 機構への情報照会 : 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求 を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。
	6. 本人確認情報整合 :本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事 保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイ ルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情 報を提供する。
	7. 送付先情報通知 :個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、 個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当 該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理 する個人番号カード管理システムに通知する。
	8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 :機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既存住民基本台帳システム
(回じのノハノムこの)女例	[] 宛名システム等 [] 税務システム
	[]その他 ()

システム3		
①システムの名称	中間サーバ	
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会管理機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ③情報提供機能 情報提供をツトワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ④既存システム接続機能 中間サーバと既存業務システム、番号連携システム及び既存住民基本台帳システム(以下「住基システム」という。)との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等を連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保管・管理する。 ⑦データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能 システム上のセキュリティ情報を管理する。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れの情報削除を行う。	
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 税務システム [O] 税務システム [O] 税務システム [O] 税務システム	
システム4		
①システムの名称	宛名管理システム	
②システムの機能	・宛名情報管理機能:住民登録している住民、外国人、住民登録外国人及び法人を管理する。 ・送付先管理機能:送付先宛名情報を管理する。 ・同定管理機能:同一人を特定するための同定情報を管理する。 ・個人番号対応符号管理機能:情報提供ネットワークシステムを使用するための符号を管理する。	
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバ)	

システム5		
①システムの名称	コンビニ交付システム	
②システムの機能	・本人確認機能:個人番号カードに記録された個人情報及びコンビニに設置されたキオスク端末で入力された暗証番号を基に、既存住民基本台帳システムファイルを検索し、対象者(本人)を特定する。 ・証明書交付システム連携機能:住民票情報等の証明書の発行に必要な情報を地方公共団体情報システム機構の運用する証明書交付システムに転送する。	
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [O]その他 (証明書交付システム(地方公共団体情報システム機構))	
システム6~10		
システム11~15		
システム16~20		

3. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル、宛名ファイル
- (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル

法令上の根拠

4. 個人番号の利用 ※

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)

(平成25年5月31日法律第27号)

- ・第7条(指定及び通知)
- ・第16条(本人確認の措置)
- ・第17条(個人番号カードの交付等)

2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)

(平成25年5月31日法律第28号施行時点)

・第5条(住民基本台帳の備付け)

・第6条(住民基本台帳の作成)

・第7条(住民票の記載事項)

・第8条(住民票の記載等)・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)

・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例)

・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)

・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)

第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)

・第30条の10

(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

・第30条の12

(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

 (選択肢>

 (1)実施の有無

 (2)実施しない

 (3) ま空

·番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二

(別表第二における情報提供の根拠) (別表第二における情報提供の根拠) (別表第二における情報提供の根拠) (別表第二における情報提供の根拠) (別表第二における情報提供者)が「市町村長」(

: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)

6. 評価実施機関における担当部署

 ①部署
 市民課

 ②所属長の役職名
 課長

7. 他の評価実施機関

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

⑤保有開始日

⑥事務担当部署

平成28年1月4日

総務部市民課

1. 特定個人情報ファイル名 (1)住民基本台帳ファイル、宛名ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1) システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル 1 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 ②対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] 5) 1,000万人以上 ③対象となる本人の範囲 ※ |市に住民登録をしている者、過去に住民登録をしていた者(死亡による消除を除く。以下同じ) 住民に関する記録を正確に管理・保存する必要があるため その必要性 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 100項目以上 1 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ·識別情報 [O]個人番号 []個人番号対応符号 [〇] その他識別情報(内部番号) ·連絡先等情報 [O]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [〇] その他住民票関係情報 ·業務関係情報 主な記録項目 ※ []国税関係情報 「 〕地方税関係情報 []健康·医療関係情報 [〇]医療保険関係情報 [〇]児童福祉・子育て関係情報 []障害者福祉関係情報]生活保護・社会福祉関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報]雇用·労働関係情報 [〇] 年金関係情報 []学校·教育関係情報 〕災害関係情報 [〇] その他 (選挙資格関係情報) 個人番号、4情報、その他住民票関係情報 : 法令に基づき個人番号を含む4情報等の住民情報を記録する必要がある その妥当性 ・その他識別情報(内部番号)、業務関係情報 :住民記録と庁内の他システムとの連携を行うため必要となる 別添1を参照。 全ての記録項目

3. 特定個人情報の入手・使用		
01=- v		[〇]本人又は本人の代理人
		[]評価実施機関内の他部署 (
		[〇]行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構)
①入手元 ※	、	[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他市町村)
		[]民間事業者 ()
		[]その他 ()
		[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
② 7 ≠ ± ±		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム
②入手方法		[〇]情報提供ネットワークシステム
		[〇]その他 (総合行政情報システム)
③使用目的	*	住民基本台帳の記録、個人番号の指定及び通知、各種証明書の発行、住民の異動管理
	使用部署	総務部市民課
④使用の主体	使用者数	<選択肢>
⑤使用方法		・法令に則って住民基本台帳を記録保存する ・届出、通知、職権等により、住民基本台帳の異動管理を行う ・申請に基づき住民票の写し等の各種証明書の発行を行う ・新規に個人番号を付番する際、機構に番号の生成要求をして住民情報と紐付ける ・住基ネットの本人確認情報、戸籍附票通知の更新の元データとして使用する
	報の突合	・異動管理の際、届出書、通知、その他資料と突合する ・各種証明書の請求の際、請求書内容と突合する ・個人番号の付番の際、機構から通知された内容と突合する
⑥使用開始日		平成28年1月4日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
		(選択肢> (要託する) (要託する) (要託する) (要託する) (要託する) (要託しない)		
委託の	の有無 ※	(2)件		
委託事項1		総合行政情報システム運用保守		
①委詰		総合行政情報システムの運用保守業務で、バックアップ、統計処理、システム改修等		
②委託先における取扱者数		<選択肢>		
③委詰		一般財団法人 岐阜県市町村行政情報センター		
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない		
委託	⑤再委託の許諾方法			
	⑥再委託事項			
委託	事項2~5			
委託事項2		諸証明発行窓口業務委託		
①委託内容		住民票や戸籍の写し等の諸証明発行		
②委託先における取扱者数		<選択肢>		
③委託先名		東濃建物管理株式会社		
五	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない		
再委託	⑤再委託の許諾方法			
	⑥再委託事項			
委託	事項3	コンビニ交付システムの賃貸借		
①委詢	托内容	コンビニ交付システムの運用管理		
②委託先における取扱者数		<選択肢>		
③委託先名		地方公共団体情報システム機構		
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない		
再委託	⑤再委託の許諾方法			
	⑥再委託事項			
委託	事項6~10			
委託事項11~15				
委託事項16~20				

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (59) 件 [O] 移転を行っている (27) 件		
佐供・	[] 行っていない		
提供先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1)		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二		
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二に定める事務		
③提供する情報	住民票関係情報		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	番号法第19条第8号別表第二に定める各特定個人情報の範囲		
	[O]情報提供ネットワークシステム []専用線		
5) 1,000万人以上 (5)提供する情報の対象となる 本人の範囲 番号法第19条第8号別表第二に定める各特定個人情報の範囲 [〇] 情報提供ネットワークシステム [□] 専用線	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
	[] フラッシュメモリ [] 紙		
	[]その他 ()		
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じで特定個人情報の提供依頼がある都度		
提供先2~5			
提供先6~10			
提供先11~15	提供先11~15		
提供先16~20			

移転先1	番号法第9条第1号別表第一に定める事務の所管課(別紙2参照)
①法令上の根拠	住民基本台帳法第1条
②移転先における用途	番号法第9条第1号別表第一に定める各事務
③移転する情報	住民基本台帳ファイル、宛名ファイルと同様
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	[〇]庁内連携システム []専用線
6 移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
沙沙科人	[0] 紅
	[〇]その他 (総合行政情報システム)
⑦時期·頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	
6. 特定個人情報の保管・	肖去 ·
保管場所 ※	データセンター ・データセンター内へは事前申請を行い、生体認証を行った者以外は入館できない。 く中間サーバプラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル	名 名			
(2)本人確認情報ファイル				
2. 基本情報				
①ファイルの種類 ※	<選択肢>			
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む			
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル) において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に 更新・管理・提供する必要があるため。			
④記録される項目	<選択肢>10項目以上50項目未満10項目以上50項目未満3)50項目以上100項目未満4)100項目以上			
主な記録項目 ※	・識別情報 [〇]個人番号 []個人番号対応符号 []その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [〇]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 []国税関係情報 []地方税関係情報 []健康・医療関係情報 []医療保険関係情報 []児童福祉・子育で関係情報 []障害者福祉関係情報 []生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 []雇用・労働関係情報 []年金関係情報 []学校・教育関係情報 []災害関係情報 []なの他 ()			
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報 (個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。			
全ての記録項目	別添1を参照。			
5保有開始日	平成27年10月			
⑥事務担当部署	総務部市民課			

3. 特定個人情報の入手・使用				
①入手元 ※			[]本人又は本人の代理人	
			[]評価実施機関内の他部署 ()	
			[〇] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構)	
[①人子元	**		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()	
			[]民間事業者 ()	
			[〇] その他 (自部署)	
			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	IJ
②入手方	·:±		[]電子メール []専用線 []庁内連携システム	
②八千万	冱		[]情報提供ネットワークシステム	
			[〇]その他 (住民記録システム)	
③使用目的 ※			住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイルにおいて区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正視更新・管理・提供する。	
④使用の主体		使用部署	総務部市民課	
	主体	使用者数	<選択肢> 「 10人以上50人未満	
⑤使用方法			・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを見し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS)・都道府県サーバ)。・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルで素し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確に行う(個人番号カード→市町村CS)。・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバノ全国サーバ	更を認機 機 機 は
⑥体田閂		D突合	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイを、住民票コードをもとに突合する。 平成27年10月5日	
⑥使用開始日			十成27年10月3日	

4. 犋	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託(D有無 <mark>※</mark>	[委託しない (]) 件	<選択肢> 1)委託する	2) 委託しない	
委託	事項1						
①委詰	千内容						
②委託先における取扱者数		[]	<選択肢> 1)10人未漏 3)50人以」 5)500人以	上100人未満 上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名							
	④再委託の有無 ※	[]	<選択肢> 1)再委託す	ける 2) 再委託し	ない
再委託	⑤再委託の許諾方法						
	⑥再委託事項						
委託	委託事項2~5						
委託	委託事項6~10						
委託	事項11~15						
委託	事項16~20						

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無	[〇]提供を行っている (2)件 []移転を行っている ()件				
提供 移転の有無	[] 行っていない				
提供先1	都道府県				
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)				
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。				
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日				
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日				
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線				
6提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
<u>О</u> ЖЖЛД	[] フラッシュメモリ []紙				
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)				
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。				
(F) [によるエート 自 はく 10-14 チェスト-00 v - く、アントに同じはTMトレル した ススス (5が)のに下次の ガエンに 中文、他時 (5				
提供先2~5					
	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)				
提供先2~5	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構) 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)				
提供先2~5 提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)				
提供先2~5 提供先2 ①法令上の根拠	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構) 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と 都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合する ことを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日				
提供先2~5 提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構) 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と 都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合する ことを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 〈選択肢〉 1) 1万人未満				
提供先2~5 提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構) 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と 都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合する ことを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人以上100万人未満 2) 1万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満				
提供先2~5 提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構) 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と 都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
提供先2~5 提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構) 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 任民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 任民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日				
提供先2~5 提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構) 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 任氏基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と 都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合する ことを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人、以上100万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 []情報提供ネットワークシステム []専用線				
提供先2~5 提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構) 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と 都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合する ことを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 「]情報提供ネットワークシステム				
提供先2~5 提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構) 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住氏基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (日民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (日票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (日票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日				
提供先2~5 提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構) 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [〇]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)				
提供先2~5 提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲 ⑥提供方法	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構) 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [〇]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)				

移転先1				
①法令上の根拠				
②移転先における用途				
③移転する情報				
④移転する情報の対象となる 本人の数	[]	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲				
	[] 庁内連携システム	[] 専用線		
⑥移転方法	[]電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
◎19 = △17 7 △	[] フラッシュメモリ	[]紙		
	[]その他 ()		
⑦時期·頻度				
移転先2~5				
移転先6~10				
移転先11~15				
移転先16~20				
6. 特定個人情報の保管・	肖去			
保管場所 ※	サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。			
7. 備考				

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1)システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル 1 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 ②対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指 す) ③対象となる本人の範囲 ※ |※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)さ れた者(以下「消除者」という。)を含む 番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに その必要性 交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要が ある。 市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 [50項目以上100項目未満] 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ·識別情報 [O]個人番号 []個人番号対応符号 []その他識別情報(内部番号) ·連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) [〇] その他住民票関係情報 ·業務関係情報 主な記録項目 ※ []健康·医療関係情報] 国税関係情報 〕地方税関係情報] 医療保険関係情報 []児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報]生活保護·社会福祉関係情報 []介護·高齢者福祉関係情報]雇用•労働関係情報 []年金関係情報 「] 学校・教育関係情報] 災害関係情報 [〇]その他 (通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 個人番号、4情報、その他住民票関係情報 : 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 その妥当性 ・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委 任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情 報を記録する必要がある。 全ての記録項目 別添1を参照。 5保有開始日 平成27年7月 ⑥事務担当部署 総務部市民課

3. 特定個	3. 特定個人情報の入手・使用				
		[]本人又は本人の代理人			
①入手元 ※		[]評価実施機関内の他部署 ()			
		[]行政機関・独立行政法人等 ()			
①人士元	**	[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()			
		[]民間事業者 ()			
		[〇] その他 (自部署)			
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ			
②入手方法	!	[]電子メール []専用線 []庁内連携システム			
	Д	[]情報提供ネットワークシステム			
		[〇]その他 (総合行政情報システム)			
③使用目的	的 ※	法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。			
	使用部	署 総務部市民課			
④使用の当	使用者	 <選択肢> (選択肢> (1) 10人未満 (2) 10人以上50人未満 (3) 50人以上100人未満 (4) 100人以上500人未満 (5) 500人以上1,000人未満 (6) 1,000人以上 			
⑤使用方法		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。			
情報の突合 入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等である)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行					
⑥使用開始	冶日	平成27年10月5日			

4. 犋	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託(D有無 <mark>※</mark>	[委託しない (]) 件	<選択肢> 1)委託する	2) 委託しない	
委託	事項1						
①委詰	千内容						
②委託先における取扱者数		[]	<選択肢> 1)10人未漏 3)50人以」 5)500人以	上100人未満 上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名							
	④再委託の有無 ※	[]	<選択肢> 1)再委託す	ける 2) 再委託し	ない
再委託	⑤再委託の許諾方法						
	⑥再委託事項						
委託	委託事項2~5						
委託	委託事項6~10						
委託	事項11~15						
委託	事項16~20						

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)					
担供お売の大無	[O]提供を行っている (1)件 []移転を行っている ()件				
提供・移転の有無	[] 行っていない				
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)				
①法令上の根拠	番号省令第36条				
②提供先における用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。				
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同上。				
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。				
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線				
6提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
· 沙淀供力法	[] フラッシュメモリ []紙				
	[O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム				
⑦時期·頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報 をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。				
提供先2~5					
提供先6~10					
提供先11~15					
提供先16~20					

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
	[]庁内連携システム []専用線
⑥移転方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
○神多半ムノナバム	[] フラッシュメモリ []紙
	[] その他 (
⑦時期·頻度	
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	
6. 特定個人情報の保管・注	肖去
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置されているサーバ内に保管する。 入退室管理は指紋認証又は登録されたICカードによって行われる。 サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

(1)住民基本台帳ファイル、宛名ファイル

1. 宛名番号、2. 住民票コード、3. 世帯番号、4. 準世帯区分、5. 最大住所連番、6. 現存区分、7. 人格区分、8. 世帯主区分、9. 支所 コード、10. 地区コード、11. 行政区コード、12. 班コード、13. 小学校区コード、14. 中学校区コード、15. 投票区コード、16. 算定団体 コード、17. 続柄コード1、18. 続柄コード2、19. 続柄コード3、20. 続柄コード4、21. 続柄区分、22. 続柄名、23. 実続柄名、24. 生年月 日、25. 和曆生年月日、26. 表示用生年月日、27. 性別、28. 記載順位、29. 異動日、30. 異動事由、31. 異動届出日、32. 異動届出区 分、33. 住定日、34. 住定事由、35. 住定届出日、36. 住定届出区分、37. 現住所連番、38. 前住所連番、39. 転入前住所連番、40. 転 入未届地連番、41. 本籍地連番、42. 転出予定日、43. 転出予定届出日、44. 転出予定届出区分、45. 転出予定地連番、46. 転出確定 日、47. 転出確定通知日、48. 転出確定届出区分、49. 転出確定地連番、50. 住民となる日、51. 住民となる事由、52. 住民となる届出 日、53. 住民となる届出区分、54. 住民でなくなる日、55. 住民でなくなる事由、56. 住民でなくなる届出日、57. 住民でなくなる届出区 分、58. 死亡日不詳区分、59. 氏名かな、60. 氏名漢字、61. 本名かな、62. 本名漢字、63. 世帯主氏名かな、64. 世帯主氏名漢字、 65. 備考、66. 改製連番、67. 改製日、68. 旧氏名かな、69. 旧氏名漢字、70. 広域宛名番号、71. 処理日キー、72. 処理時間キー 処理区分キー、74. 全部一部キー、75. 職員番号キー、76. 作成日、77. 更新日、78. 更新時間、79. 更新職員宛名番号、80. 更新端末 番号、81. 履歴連番、82. 氏名かな、83. 氏名漢字、84. 漢字併記名、85. カナ併記名、86. 通称名かな、87. 通称名漢字、88. 生年月 日不詳区分、89. 在留資格コード、90. 在留期間等、91. 在留期間等の満了の日、92. 在留区分、93. 在留カード等の番号、94. 国籍 コード、95. 宛名送付区分、96. 異動事実コード、97. 異動事由コード1、98. 異動事由コード2、99. 異動事由コード3、100. 事由発生年 月日、101. 記載住民となった年月日、102. 記載住民となった事由、103. 記載住民となった届出日、104. 記載住民となった届出区分、 105. 記載住所を定めた年月日、106. 記載住所を定めた事由、107. 記載住所を定めた届出日、108. 記載住所を定めた届出区分、 109. 作成日、110. 更新日、111. 更新時間、112. 更新職員宛名番号、113. 更新端末番号、114. 住所連番、115. 大字コード、116. 本 番、117. 枝番1、118. 枝番2、119. 方書コード、120. 棟、121. 号、122. 市町村コード、123. 自治コード、124. 郵便番号、125. 郵便番 号BC、126. 町名、127. 番地、128. 方書、129. 主筆頭者名、130. 作成日、131. 更新日、132. 更新時間、133. 更新職員宛名番号、 134. 更新端末番号、135. 世帯番号、136. 国保証番号、137. 国保取得日、138. 国保取得事由、139. 国保喪失日、140. 国保喪失事 由、141. 国保資格種別、142. 国保退職名称、143. 退職該当日、144. 退職非該当日、145. 作成日、146. 更新日、147. 更新時間、 148. 更新職員十一、149. 更新端末名、150. 記号、151. 番号、152. 種別、153. 取得事由、154. 資格取得日、155. 喪失原因、156. 喪 失理由、157. 資格喪失日、158. 付加種別、159. 付加開始日、160. 付加終了日、161. 免除種別、162. 免除理由、163. 免除開始日、 164. 免除終了日、165. 特記事項、166. 作成日、167. 更新日、168. 更新時間、169. 更新職員キー、170. 更新端末名、171. 世帯番 号、172. 認定日、173. 消滅日、174. 消滅事由、175. 作成日、176. 更新日、177. 更新時間、178. 更新職員キー、179. 更新端末名、 180. 世帯番号、181. 被保険者番号、182. 介護資格取得年月日、183. 介護資格事由、184. 介護取得届出年月日、185. 介護資格喪 失年月日、186.介護喪失事由、187.認定交付年月日、188.認定申請区分、189.認定申請年月日、190.要介護状態区分、191.認定 年月日、192. 認定有効期間開始日、193. 認定有効期間終了日、194. 認定審査会意見、195. 認定備考、196. 作成日、197. 更新日、 |198. 更新時間、199. 更新職員キー、200. 更新端末名称、201. 履歴連番、202. 印鑑番号、203. 登録日、204. 廃止日、205. 異動日、 206. 異動事由、207. 廃止抹消理由、208. 届出日、209. 現存区分、210. 印影現存区分、211. 印影登録日、212. 刻印種別、213. 刻印 文字、214. 印鑑素材コード、215. 登録照会日、216. 登録回答期限、217. 登録申請代理人宛名番号、218. 登録申請代理人氏名、 219. 登録回答代理人宛名番号、220. 登録回答代理人氏名、221. 受付支所コード、222. 保証人宛名番号、223. 保証人印鑑番号、 224. 保証人氏名、225. 登録確認区分、226. 亡廃照会日、227. 亡廃回答期限、228. 亡廃届代理人宛名番号、229. 亡廃届代理人氏 名、230. 亡廃回答代理人宛名番号、231. 亡廃回答代理人氏名、232. 備考、233. 旧宛名番号、234. 登録証返納日、235. 発行要注意 区分、236. 取扱停止区分、237. 登録・廃止中止フラグ、238. 照会番号、239. 算定団体コード、240. 旧自治体印鑑番号、241. 旧自治 体名、242. 方書加入、243. 通称名表示設定、244. 併記名表示設定、245. 登録区分、246. 作成日、247. 更新日、248. 更新時間、 249. 更新職員十一、250. 更新端末、251. 人格区分、252. 今回名簿番号頁、253. 今回名簿番号行、254. 前回名簿番号頁、255. 前回 名簿番号行、256. 有権者区分、257. 有権者資格1、258. 有権者資格2、259. 有権者資格3、260. 有権者資格4、261. 有権者資格5、 262. 有権者資格6、263. 登録今回資格、264. 登録前回資格、265. 随時今回資格、266. 随時前回資格、267. 登録今回選挙区、268. 登録今回地区、269. 登録今回投票区、270. 登録今回窓口番号、271. 登録今回行政区、272. 登録今回班、273. 登録前回選挙区、 274. 登録前回地区、275. 登録前回投票区、276. 登録前回窓口番号、277. 登録前回行政区、278. 登録前回班、279. 随時今回選挙 区、280. 随時今回地区、281. 随時今回投票区、282. 随時今回窓口番号、283. 随時今回行政区、284. 随時今回班、285. 随時前回選 挙区、286. 随時前回地区、287. 随時前回投票区、288. 随時前回窓口番号、289. 随時前回行政区、290. 随時前回班、291. 再転区 分、292. 今回氏名かな、293. 今回氏名漢字、294. 今回性別、295. 今回大字コード、296. 今回本番、297. 今回枝番1、298. 今回枝番 2、299. 今回街区コード、300. 今回棟番号、301. 今回部屋番号、302. 今回世帯番号、303. 今回記載順位、304. 今回主氏名かな、 305. 今回主氏名漢字、306. 今回郵便番号、307. 今回郵便番号バーコード、308. 今回町名、309. 今回番地、310. 今回方書、311. 今 回生年月日、312. 今回続柄コード1、313. 今回続柄コード2、314. 今回続柄コード3、315. 今回続柄コード4、316. 今回続柄名、317. 前回氏名かな、318. 前回氏名漢字、319. 前回性別、320. 前回大字コード、321. 前回本番、322. 前回枝番1、323. 前回枝番2、324. 前回街区コード、325. 前回棟番号、326. 前回部屋番号、327. 前回世帯番号、328. 前回記載順位、329. 前回主氏名かな、330. 前回 主氏名漢字、331. 前回郵便番号、332. 前回郵便番号バーコード、333. 前回町名、334. 前回番地、335. 前回方書、336. 前回生年月 日、337. 前回続柄コード1、338. 前回続柄コード2、339. 前回続柄コード3、340. 前回続柄コード4、341. 前回続柄名、342. 随時今回 氏名かな、343. 随時今回氏名漢字、344. 随時今回性別、345. 随時今回大字コード、346. 随時今回本番、347. 随時今回枝番1、348. 随時今回枝番2、349. 随時今回街区コード、350. 随時今回棟番号、351. 随時今回部屋番号、352. 随時今回世帯番号、353. 随時今 回記載順位、354. 随時今回主氏名かな、355. 随時今回主氏名漢字、356. 随時今回郵便番号、357. 随時今回郵便番号バーコード 358. 随時今回町名、359. 随時今回番地、360. 随時今回方書、361. 随時今回生年月日、362. 随時今回続柄コード1、363. 随時今回 続柄コード2、364. 随時今回続柄コード3、365. 随時今回続柄コード4、366. 随時今回続柄名、367. 随時前回氏名かな、368. 随時前 回氏名漢字、369. 随時前回性別、370. 随時前回大字コード、371. 随時前回本番、372. 随時前回枝番1、373. 随時前回枝番2、374. 随時前回街区コード、375. 随時前回棟番号、376. 随時前回部屋番号、377. 随時前回世帯番号、378. 随時前回記載順位、379. 随時 前回主氏名かな、380. 随時前回主氏名漢字、381. 随時前回郵便番号、382. 随時前回郵便番号バーコード、383. 随時前回町名、 384. 随時前回番地、385. 随時前回方書、386. 随時前回生年月日、387. 随時前回続柄コード1、388. 随時前回続柄コード2、389. 随 時前回続柄コード3、390. 随時前回続柄コード4、391. 随時前回続柄名、392. 登録判定異動日、393. 登録判定事由、394. 登録判定 日、395. 抹消判定異動日、396. 抹消判定事由、397. 抹消判定日、398. 転出異動日、399. 転出事由、400. 転出日、401. 転出先市区 町村コード、402. 転出先郵便番号、403. 転出先郵便番号バーコード、404. 転出先町名、405. 転出先番地、406. 転出先方書、407. 転 入異動日、408. 転入事由、409. 転入日、410. 転入元市区町村コード、411. 転入元郵便番号、412. 転入元郵便番号バーコード、413. 転入元町名、414. 転入元番地、415. 転入元方書、416. 一括処理日、417. 随時処理日、418. 重複照会区分、419. 重複結果区分、

420. 重複登録区分、421. 入場券未着区分、422. 入場券予備区分、423. 入場券未着備考、424. 名簿登録日、425. 登録者継続回数、426. 個別区分、427. 作成年月日、428. 更新年月日、429. 更新時間、430. 更新職員キー、431. 更新端末名称、432. 失権区分、433. 失権終了日、434. 宛名無連番、435. 氏名かな、436. 氏名漢字、437. 生年月日、438. 性別、439. 名簿登録地市区町村コード、440. 名簿登録地郵便番号、441. 名簿登録地郵便番号バーコード、442. 名簿登録地町名、443. 名簿登録地番地、444. 名簿登録地方書、445. 名簿登録地大字コード、446. 名簿登録地本番、447. 名簿登録地枝番1、448. 名簿登録地枝番2、449. 名簿登録地街区コード、450. 名簿登録地棟番号、451. 名簿登録地部屋番号、452. 本籍地市区町村コード、453. 本籍地郵便番号、454. 本籍地郵便番号バーコード、455. 本籍地町名、456. 本籍地番地、457. 本籍地大字コード、458. 本籍地本番、459. 本籍地枝番1、460. 本籍地枝番2、461. 本籍地街区コード、462. 本籍地棟番号、463. 本籍地部屋番号、464. 作成年月日、465. 更新年月日、466. 更新時間、467. 更新職員キー、468. 更新端末名称、469. 個人番号

(2)本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名 、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ

(3)送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付 先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字任所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(1)住民基本台帳ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

・書面様式の記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにしている。

・窓口において必要な者からのみ本人確認情報の提示を求め、必要な者以外の者の特定個人情報を入

手しないよう確認している。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容

・特定個人情報ファイルには、適切な権限がある担当者のみがアクセスできるよう設計されている。適切 な権限がある担当者からのアクセスであっても個人番号を表示する必要ない業務(機能)からのアクセ スについては、個人番号を画面表示しない設計としている。

・システムの導入、改修の際、その他の事務に用いるファイルにはアクセスできないことを確認している。

リスクへの対策は十分か

十分である

2) 十分である

<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢>

ユーザ認証の管理 Γ 行っている 1) 行っている

2) 行っていない

具体的な管理方法

・システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、生体認証 によりシステムにログインしている。

・アクセス権の付与・変更に際しては、遵守事項のチェックリストと併せて書面様式により利用者申請し、 システム管理部門が一括管理している。

その他の措置の内容

システムへのアクセスログ、操作ログ等の記録を行っている。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

[

4. 特	詩定個人情報ファイルの	の取扱し	いの委託			[]]	ぎ託しない
リスク	7: 委託先における不正	な使用等	のリスク				
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めて	いない
	規定の内容	契約内容	容の変更後に追記(契約内容に	特定個人情報の取扱い	いについて盛り込む)	
	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていな	fっている 2) 十分に にい 4) 再委託	
	具体的な方法	_					
そのイ	也の措置の内容	・個人情 ・システ 用者申記	「報取扱特記事項を	定め、契約書 付与・変更に 部門が一括管		う規定している。	て書面様式により利
リスク	7への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 3) 課題が残されてし	いる 2) 十分で	ある
特定值	個人情報ファイルの取扱	いの委託	におけるその他のリ	スク及びそ	のリスクに対する措置		
	定個人情報の提供・移転が7: 不正な提供・移転が 7 : 不正な提供・移転が 7			ークシステム	を通じた提供を除く。)	[] 摂	提供・移転しない
	個人情報の提供・移転	1117110	定めている	1	<選択肢>		
	るルール				1) 定めている	2) 定めて	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法		由出項目等を明らかけ		を含むすべての個人情、データ所管課長の承記		
その化	他の措置の内容	システ <i>I</i> 能となる		服の移転につ	ついては、利用可能部署	客のみにアクセス権 限	を付与することで可
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 3)課題が残されてい	vる 2) 十分で vる	ある
	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対 する措置						

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	[〇]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク				
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +5	分である	
リスク2: 不正な提供が行われ	れるリスク				
リスクに対する措置の内容	端末及びシステムへのログイン認証の機 することを抑止するとともに、操作履歴を なっている。	記録することで不適切なオンライ			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) +5	うである	
情報提供ネットワークシステム	」との接続に伴うその他のリスク及びその!	リスクに対する措置			
7. 杜克图 1. 塘却 0. 旧筑	>¥ →				
7. 特定個人情報の保管・					
リスク: 特定個人情報の漏え					
①事故発生時手順の策定・ 周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) +3	分に行っている	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1)発生あり	2) 発生	上なし	
その内容					
再発防止策の内容					
特定個人情報を含む住民情報システムのデータは厳重に管理されたデータセンターで保管されている。 その他の措置の内容 サーバ室への入退室への生体認証、定期のデータバックアップ、サーバ及びネットワーク機器へのセキュリティ対策、サーバ室の環境整備(地震、水害、停電への対策)がされている。					
リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定個人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びそのリスクに対	する措置			
情報保管機器廃棄時のリスク サーバ、端末機器、記憶媒体などの廃棄やリース返却等を行う場合は、物理的な破壊など復元不可能な状態とすることとしている。 ・不正な情報持ち出しリスク 情報資産管理システムの導入により、記録媒体等による不正な情報漏洩が行えないようにする。					

8. 監	8. 監査					
実施の	の有無	[〇]自己点検	[〇]内部監査	[]外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を <i>)</i> 3)十分に行っ	しれて行っている 2) 十分に行っている っていない		
・住民情報システムの使用者は情報セキュリティ研修を受遵守事項に同意しチェックリストを提出しなければ使用を記						
10.	その他のリスク対策					

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(2)宛名ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

・書面様式の記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにしている。

・窓口において必要な者からのみ本人確認情報の提示を求め、必要な者以外の者の特定個人情報を入

手しないよう確認している。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容

・特定個人情報ファイルには、適切な権限がある担当者のみがアクセスできるよう設計されている。適切 な権限がある担当者からのアクセスであっても個人番号を表示する必要ない業務(機能)からのアクセ スについては、個人番号を画面表示しない設計としている。

・システムの導入、改修の際、その他の事務に用いるファイルにはアクセスできないことを確認している。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーサ	デ認証の管理	[行っている]	く選択版ノ 1) 行っている	2) 行っていない	
	具体的な管理方法	によりシステムにログイン	こ際しては、遵守事項のチェックリスト		

1

その他の措置の内容 システムへのアクセスログ、操作ログ等の記録を行っている。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

Γ

[

4. 特	詩定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[0] 委託しない
リスク	7: 委託先における不正	な使用等のリスク			
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容				
	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 3) 十分に行っていない	ている 2) 十分に行っている 4) 再委託していない
	具体的な方法				
その作	他の措置の内容				
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定值	個人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他	也のリスク及びその		
	定個人情報の提供・移転		トワークシステム	を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
	7: 不正な提供・移転が行	すわれるリスク		/架和柱\	
	個人情報の提供・移転 「るルール 	[定めている	-	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法				こついてデータ使用申請書にて、利用 ・得た場合のみ利用(提供・移転)を認
その作	他の措置の内容	システムを利用した個 / 能となる。	(情報の移転につ)みにアクセス権限を付与することで可
リスク	への対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定付する措		長託や情報提供ネットワーク	ークシステムを通	じた提供を除く。)における	るその他のリスク及びそのリスクに対

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	端末及びシステムへのログイン認証の様することを抑止するとともに、操作履歴をなっている。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	端末及びシステムへのログイン認証の材することを抑止するとともに、操作履歴をなっている。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及びその	リスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故 周知	枚発生時手順の策定・	[十分	に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)十分に行って	に行っている こいない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生な	_]		<選択肢> 1) 発生あり		2) 発生なし
	その内容						
	再発防止策の内容						
特定個人情報を含む住民情報システムのデータは厳重に管理されたデーター サーバ室への入退室への生体認証、定期のデータバックアップ、サーバ及ひキュリティ対策、サーバ室の環境整備(地震、水害、停電への対策)がされて		及びネットワーク機器へのセ					
リスクへの対策は十分か		[+	分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3) 課題が残され		2) 十分である

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・情報保管機器廃棄時のリスク

サーバ、端末機器、記憶媒体などの廃棄やリース返却等を行う場合は、物理的な破壊など復元不可能な状態とすることとしている。・不正な情報持ち出しリスク

情報資産管理システムの導入により、記録媒体等による不正な情報漏洩が行えないようにする。

8. 監	8. 監査					
実施の有無		[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[]外部監査		
9. 彼	9. 従業者に対する教育・啓発					
従業	者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を. 3)十分に行	入れて行っている 2) 十分に行っている っていない		
	具体的な方法	 ・番号法に対応する事務が始まる前に、対象職員に対する研修の実施。 ・定期又は随時、情報セキュリティ等に関する研修及び通知又は啓発を行っている。 ・e-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施している。 				
10.	その他のリスク対策					

L

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(3)本人確認情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されているため、既存住基システムへの情報登録の際に、対象者以外の情報の入手防止に努める。

リスクに対する措置の内容

・市町村OSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことがシステム上担保されている。

・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を 行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上の指定を必須とする。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

・宛名システム等における措置

|:市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。

リスクに対する措置の内容

・事務で使用するその他のシステムにおける措置

:庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。

なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理		[行っている] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない				
	具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、生体認証によりシステムにログインしている。				
・システムへのアクセスログ、操作ログ等の記録を行っている。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。						
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

1

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

[

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない
- 統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			[0] 委託しない
リスク	: 委託先における不正	な使用等のリ	スク			
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容					
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 3) 十分に行っていない	っている 2) 十分に行っている ハ 4) 再委託していない
	具体的な方法					
その他	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
5. 特	定個人情報の提供・移転	伝(委託や情	報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク	: 不正な提供・移転が行	うわれるリスク	ל			
	固人情報の提供・移転 るルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法					て、本業務では具体的に誰に対し何の ニュアル通りに特定個人情報の提供・移
その他	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	る 2) 十分である 3
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

:相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

- ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置
- :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。

また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。

- ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置
- : 相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされない ことがシステム上担保される。

6. 情	報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手)	[〇] 接続しない(提供)
リスク	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク				
リスク	に対する措置の内容				
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 不正な提供が行われ	るリスク			
リスク	に対する措置の内容				
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報技	是供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク	及びその!	リスクに対する措置	
7. 特	定個人情報の保管・	肖去			
リスク	: 特定個人情報の漏え	い・滅失・毀損リスク		Z 188.4□ n+ \	
①事 問知	女発生時手順の策定・	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし
	その内容				
	再発防止策の内容				
その他	その他の措置の内容 市町村CSは厳重に管理されたサーバルーム内で、耐震ラックに保管されている。サーバールームはカードキー認証で、サーバは監視カメラで24時間監視している。			ている。サーバールームは	
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

8. 監	查				
実施の有無		[〇]自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査		
9. 彼	9. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない		
	具体的な方法	・住民情報システムの使用者は情報セキュリティ研修を受けている。また、使用申請時には市で定めた 遵守事項に同意しチェックリストを提出しなければ使用を認められない。そして住基ネット使用者は全て 住民情報システムの使用者に含まれている。 また、国や機構等からの注意喚起の通知は住基ネット利用者に周知している。			
10.	その他のリスク対策				

L

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(4)送付先情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

・送付先情報の入手元は既存住基システムに限定されているため、既存住基システムへの情報登録の 際に、対象者以外の情報の入手防止に努める。

・市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないこと がシステム上担保されている。

[

<選択肢>

リスクへの対策は十分か

十分である

1) 特に力を入れている3)課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

]

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

・宛名システム等における措置

:市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。

リスクに対する措置の内容

事務で使用するその他のシステムにおける措置

:庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基シ ステムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフト

ウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を 接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。

3) 課題が残されている

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1) 特に力を入れている

2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ューサ	が認証の管理	[行っている]	<選択版> 1)行っている	2) 行っていない			
		・システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、生体認証によりシステムにログインしている。					
その他		・システムへのアクセスログ、操・システム上、管理権限を与える	作ログ等の記録を行っている。 られた者以外、情報の複製は行え	たない仕組みとする。			
リスク	への対策は十分か	[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい				

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			[O] 委託しない
リスク	: 委託先における不正	な使用等のリ	スク			
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容					
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 3) 十分に行っていない	vる 2) 十分に行っている 4) 再委託していない
	具体的な方法					
その作	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託にお	らけるその他のリス	スク及びその	のリスクに対する措置	
5. 特	定個人情報の提供・移転	〒(委託や情	報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
リスク	: 不正な提供・移転が行	テわれるリス?	ל			
	固人情報の提供・移転 「るルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法					★業務では具体的に誰に対し何の ル通りに特定個人情報の提供・移
その他	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対 する措置

・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置

- :相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の 提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築 する。
- ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置
- :システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保 する。
- ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置
- :相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供 はなされないことがシステム上担保される。

6. 惟	青報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)	
リスク	'1: 目的外の入手が行	われるリスク				
リスク	に対する措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク	2: 不正な提供が行われ	いるリスク				
リスク	に対する措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
情報技	是供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスクス	とびその!	リスクに対する措置		
7. 特	持定個人情報の保管・ 決	消去				
リスク	: 特定個人情報の漏え	い・滅失・毀損リスク				
①事故 周知	放発生時手順の策定・	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている	
機関に	去3年以内に、評価実施 こおいて、個人情報に関 「大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	
	その内容					
	再発防止策の内容					
その他	也の措置の内容	市町村CSは厳重に管理されたサカードキー認証で、サーバは監視		〔24時間監視している。	ている。サーバールームは	
リスク	への対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びそのリ	スクに対			
: 本特! ム上、	・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 :本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。					
	・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。					

8. 監	查				
実施の	の有無	[〇]自己点検] 内部監査	[]外部監査	
9. 彼	É業者に対する教育・ 原	各発			
従業者	者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れ 3)十分に行って	れて行っている 2) 十分に行っている こいない	
	具体的な方法		提出しなければ使用を認 まれている。	けている。また、使用申請時には市で気 忍められない。そして住基ネット使用者に 用者に周知している。	
10.	10. その他のリスク対策				

L

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
①請求先	可児市総務部市民課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地 0574-62-1111
②請求方法	可児市個人情報保護条例施行規則で定める様式を用いて請求する。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
①連絡先	可児市総務部市民課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地 0574-62-1111
②対応方法	・必要に応じて、受付票を起票して対応について記録する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	1. 基礎項目評価				
①実施日	平成27年3月9日				
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)				
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】				
①方法					
②実施日·期間					
③主な意見の内容					
3. 第三者点検【任意】					
①実施日					
②方法					
③結果					

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I6①部署、Ⅱ2⑥事務担当部署、Ⅳ2①請求先、Ⅳ2①連絡先	市民部市民課	総務部市民課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体)・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成27年4月1日	I 6②所属長	市民課長 豊吉 常晃	課長 山口 功	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項
平成27年9月9日	I 5②法令上の根拠	120の項	119の項	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成28年11月7日	I 2システム5		コンビニ交付システムに係る記載を追加	事前	
平成29年4月1日	I 6②所属長	課長 山口 功	課長 山口 好成	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項
令和1年6月28日	I6② 所属長の役職名	課長 山口 好成	課長	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正に伴うもの
令和2年3月19日	I5②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう 5、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報)が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1,2、3、4,6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、105、106、106、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 6①部署	総務部市民課	市民課	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和2年3月19日	Ⅱ5①提供先、移転先	列記	別紙記載に変更	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和2年3月19日	Ⅲ6(住基ファイル)入手しな い	-	0	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和2年3月19日	V6①部署	2015/3/9	令和2年3月19日	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和5年2月27日	I 5②法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	年1回の見直しによるもの
令和5年2月27日	Ⅱ(1)5提供先1	第19条第7号	第19条第8号	事後	年1回の見直しによるもの
令和5年2月27日	Ⅱ(1)5提供先4	第19条第8号	第19条第9号	事後	年1回の見直しによるもの
令和5年2月27日	別紙1	(別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める 事務	(別紙1)番号法第19条第8号別表第2に定める 事務	事後	年1回の見直しによるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号別表第2に定める事務

項番号	情報照会者	事務	特定個人情報	情報提供者
1	厚生労働大臣	より厚生労働大臣が行うこととさ	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算 定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方 税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七 条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情 報」という。)又は介護保険法による保険給付 の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の 徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係 情報」という。)であって主務省令で定めるも の	市町村長
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給 に関する事務であって主務省令で 定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給 に関する事務であって主務省令で 定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
4	厚生労働大臣		地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
6	全国健康保険協会		地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
8	都道府県知事	は養子縁組里親の登録、里親の認 定又は障害児入所給付費、高額障 害児入所給付費若しくは特定入所 障害児食費等給付費の支給に関す	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	市町村長
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾 病医療費の支給に関する事務であ って主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの	市町村長
11	市町村長	費、特例障害児通所給付費、高額	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保 険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係	市町村長

	1	ISAA / I - th - the second sec	Itelan a harak a salah s	
			情報であって主務省令で定めるもの	
		支援給付費の支給又は障害福祉サ		
		ービスの提供に関する事務であっ		
		て主務省令で定めるもの		
		 児童福祉法による負担能力の認定	児童福祉法による障害児通所支援に関する情	
16	都道府県知事又は	 又は費用の徴収に関する事務であ	報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害	市町村長
	市町村長	って主務省令で定めるもの	者自立支援給付関係情報であって主務省令で定	
			めるもの	
		予防接種法による給付の支給又は	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主	
18	市町村長	実費の徴収に関する事務であって	務省令で定めるもの	市町村長
		主務省令で定めるもの	37 E 17 C.C. 9 5 6 9	
		身体障害者福祉法による障害福祉		
		サービス、障害者支援施設等への	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自	
20	市町村長	入所等の措置又は費用の徴収に関	立支援給付関係情報であって主務省令で定める	市町村長
		する事務であって主務省令で定め	もの	
		るもの		
		身体障害者福祉法による費用の徴		
21	厚生労働大臣	収に関する事務であって主務省令	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
		で定めるもの		
		精神保健及び精神障害者福祉に関		
		 する法律による入院措置又は費用	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主	
23	都道府県知事	の徴収に関する事務であって主務	務省令で定めるもの	市町村長
		省令で定めるもの		
		地方税法その他の地方税に関する		
		 法律及びこれらの法律に基づく条		
27	市町村長	 例による地方税の賦課徴収に関す	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主	市町村長
		 る事務であって主務省令で定める	務省令で定めるもの	
		もの		
		社会福祉法による生計困難者に対		
		 して無利子又は低利で資金を融通	住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保	
30	社会福祉協議会	 する事業の実施に関する事務であ	険給付等関係情報であって主務省令で定めるも	市町村長
		って主務省令で定めるもの	Ø	
	公営住宅法第二条			
		 公営住宅法による公営住宅の管理		
31		に関する事務であって主務省令で	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主	市町村長
	都道府県知事又は		務省令で定めるもの	
	市町村長			
	日本私立学校振		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主	
34		関する事務であって主務省令で定		市町村長
		めるもの		
	厚生労働大臣又は		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主	
35	共済組合等	保険給付又は一時金の支給に関す		市町村長
	> 101/1 22 F1 A2		24 4 4 4 C 7 C 7 C 7 C 7 C 7 C 7 C 7 C 7	

		フ事效がよ マンガルハーウッフ		
		る事務であって主務省令で定める		
		もの		
		特別支援学校への就学奨励に関す		
		る法律による特別支援学校への就	 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主	
37	都道府県教育委員	学のため必要な経費の支弁に関す	務省令で定めるもの	市町村長
	会	る事務であって主務省令で定める	Will to the state of the state	
		もの		
	都道府県教育委員	学校保健安全法による医療に要す	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主	
38	会又は市町村教育	る費用についての援助に関する事	務省令で定めるもの	市町村長
	委員会	務であって主務省令で定めるもの	(数句 D C C の D D D D D D D D D D D D D D D D	
	国家公務員共済組	国家公務員共済組合法による短期	地土 於則 反	
39		給付の支給に関する事務であって	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険	市町村長
	合	主務省令で定めるもの	給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
		国家公務員共済組合法又は国家公		
		 務員共済組合法の長期給付に関す		
40	国家公務員共済組	 る施行法による年金である給付の	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主	市町村長
	合連合会	 支給に関する事務であって主務省	務省令で定めるもの	
		令で定めるもの		
		国民健康保険法による保険給付の		
42	市町村長又は国民	支給又は保険料の徴収に関する事	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険	市町村長
	健康保険組合	務であって主務省令で定めるもの	給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
		国民年金法による年金である給付		
	厚生労働大臣	若しくは一時金の支給、保険料の	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの	
48		納付に関する処分又は保険料その		市町村長
	.,	他徴収金の徴収に関する事務であ		11. 1111
		って主務省令で定めるもの		
		知的障害者福祉法による障害福祉		
			地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自	
53	市町村長		立支援給付関係情報であって主務省令で定める	市町村長
	1,100 3 11 3 32	する事務であって主務省令で定め		11-11-11-11-11
		るもの		
	住字地区改自注答	住宅地区改良法による改良住宅の		
		管理若しくは家賃若しくは敷金の		
54		管理者しくは家員者しくは敷金の 決定若しくは変更又は収入超過者	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主	市町村長
94			務省令で定めるもの	対にはい
		に対する措置に関する事務であって主致劣合で定めるもの		
	市町村長	て主務省令で定めるもの	14 十 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		児童扶養手当法による児童扶養手	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の	
57	都道府県知事等	当の支給に関する事務であって主	日常生活及び社会生活を総合的に支援するため	市町村長
		務省令で定めるもの	の法律による療養介護若しくは施設入所支援に	
		Utilion the Figure 1 and	関する情報であって主務省令で定めるもの	
	地方公務員共済組	地方公務員等共済組合法による短	 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険	Large 1.1.1
58	合	期給付の支給に関する事務であっ	給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
		て主務省令で定めるもの		

		地方公務員等共済組合法又は地方		
59	地方公務員共済組 合又は全国市町村 職員共済組合連合 会	地方公務員等共済組合法又は地方 公務員等共済組合法の長期給付等 に関する施行法による年金である 給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの	市町村長
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関 する事務であって主務省令で定め るもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
66	厚生労働大臣又は 都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の 支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの	市町村長
67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの	市町村長
74	市町村長(児童手 当法第十七条第一 項の表の下欄に掲 げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特 例給付の支給に関する事務であっ て主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの	市町村長
77	厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等 給付又は介護休業給付金の支給に 関する事務であって主務省令で定 めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
80	後期高齢者医療広域連合		地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
84	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第 八十七条第二項の規定により厚生 年金保険の実施者たる政府が支給 するものとされた年金である保険 給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主	市町村長

85の 2	第二項に規定する	に関する事務であって主務省令で	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの	市町村長
89	都道府県知事又は 広島市長若しくは 長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭 料の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの		市町村長
91	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十 六条第三項の規定により厚生年金 保険の実施者たる政府が支給する ものとされた年金である給付の支 給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの	市町村長
92	する存続組合又は 平成八年法律第八	平成八年法律第八十二号による年 金である長期給付又は年金である 給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主	市町村長
94	市町村長		地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
96	都道府県知事	被災者生活再建支援法による被災 者生活再建支援金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるも の	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
97		感染症の予防及び感染症の患者に 対する医療に関する法律による費 用の負担又は療養費の支給に関す る事務であって主務省令で定める もの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの	市町村長
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団 体職員共済組合制度の統合を図る ための農林漁業団体職員共済組合 法等を廃止する等の法律附則第十	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主	市町村長

		六条第三項の規定により厚生年金		
		保険の実施者たる政府が支給する		
		ものとされた年金である給付の支		
		給に関する事務であって主務省令		
		で定めるもの		
		厚生年金保険制度及び農林漁業団		
		体職員共済組合制度の統合を図る		
	農林漁業団体職員	ための農林漁業団体職員共済組合	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主	市町村長
		法等を廃止する等の法律による年		
		金である給付(同法附則第十六条		
102		第三項の規定により厚生年金保険		
	共済組合 	の実施者たる政府が支給するもの	務省令で定めるもの	
		とされた年金である給付を除く。)		
		若しくは一時金の支給又は特例業		
		務負担金の徴収に関する事務であ		
		って主務省令で定めるもの		
		独立行政法人農業者年金基金法に		
		よる農業者年金事業の給付の支給		
		若しくは保険料その他徴収金の徴		
		収又は同法附則第六条第一項第一		
		号の規定により独立行政法人農業		
100	独立行政法人農業	者年金基金が行うものとされた平	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主	→m-++ =
103		成十三年法律第三十九号による改	務省令で定めるもの	市町村長
		正前の農業者年金基金法若しくは		
		平成二年法律第二十一号による改		
		正前の農業者年金基金法による給		
		付の支給に関する事務であって主		
		務省令で定めるもの		
	V4_4_2_2_V4_1_F F = ==	独立行政法人医薬品医療機器総合		
105	独立行政法人医薬	機構法による副作用救済給付又は		市町村長
105	品医療機器総合機	感染救済給付の支給に関する事務	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
	構	であって主務省令で定めるもの		
		独立行政法人日本学生支援機構法		
100	独立行政法人日本	による学資の貸与及び支給に関す	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当	+m-44 =
106	学生支援機構	る事務であって主務省令で定める	関係情報であって主務省令で定めるもの	市町村長
		もの		
	都道府県知事又は 市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を	旧辛垣が沈テトス陸中旧澤武士極に明ナッは	
		総合的に支援するための法律によ	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、批志税関係情報、仕民無関係情報、企業保	
108		る自立支援給付の支給又は地域生	報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保险給付等関係情報以付陪実表自立支援給付関係	市町村長
		活支援事業の実施に関する事務で	険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係 使制でなって主致劣合で定めるよの	
		あって主務省令で定めるもの	情報であって主務省令で定めるもの	
111	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民	住足西間区棲却でなって主致少人で守みてよっ	市町村長
111		年金の給付に係る時効の特例等に	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	川門州長

_		1		
		関する法律による保険給付又は給		
		付の支給に関する事務であって主		
		務省令で定めるもの		
		厚生年金保険の保険給付及び国民		
	厚生労働大臣	年金の給付の支払の遅延に係る加	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
112		算金の支給に関する法律による保		市町村長
112		険給付遅延特別加算金又は給付遅		
		延特別加算金の支給に関する事務		
		であって主務省令で定めるもの		
	大如彩帶十四 初	高等学校等就学支援金の支給に関		
110	文部科学大臣、都	する法律による就学支援金の支給	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主	1. m. 1. E
113	道府県知事又は都	に関する事務であって主務省令で	務省令で定めるもの	市町村長
	道府県教育委員会	定めるもの		
		職業訓練の実施等による特定求職		
	厚生労働大臣	者の就職の支援に関する法律によ	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの	
114		る職業訓練受講給付金の支給に関		市町村長
		する事務であって主務省令で定め		
		るもの		
		子ども・子育て支援法による子ど		
		ものための教育・保育給付若しく	児童福祉法による障害児通所支援に関する情	
116	市町村長	は子育てのための施設等利用給付	報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害	±m++ E
116		の支給又は地域子ども・子育て支	者自立支援給付関係情報であって主務省令で定	市町村長
		援事業の実施に関する事務であっ	めるもの	
		て主務省令で定めるもの		
	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関		
117		する法律による年金生活者支援給	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険	市町村長
117		付金の支給に関する事務であって	給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
		主務省令で定めるもの		
	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関す		
120		る法律による特定医療費の支給に	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主	市町村長
120		関する事務であって主務省令で定	務省令で定めるもの	文学 [11]
		めるもの		

(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務

項番号	移転先	移転先における用途
8		児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、
	こども課	肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の
	福祉支援課	支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴
		収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	こども課	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の
		実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	健康増進課	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実
		費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

12	福祉支援課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)による診
14	福祉支援課	察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する
		事務であって主務省令で定めるもの
		生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支
15	福祉支援課	給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定める
		€ <i>O</i>
		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事
	税務課 収納課	 業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 (平成三十一年法律第四号) による地方税若
16		しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯
	国保年金課	 則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
		公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)
19	施設住宅課	の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
		国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴
30	国保年金課	収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
		国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の
31	国保年金課	支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失
		に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
		知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支
34	福祉支援課 福祉支援課	援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるも
		σ
	防災安全課	
36の 2		災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による罹災証明書の交付又は被災
		者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	福祉支援課	児童扶養手当法 (昭和三十六年法律第二百三十八号) による児童扶養手当の支給に関す
01	田瓜入汲林	る事務であって主務省令で定めるもの
41	福祉支援課	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関す
71	田瓜久汲林	る事務であって主務省令で定めるもの
44	こども課	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
77		又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	ァ ビオ 舗用	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で
40	こども課	定めるもの
46	福祉支援課	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別
40		児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手
47	福祉支援課	当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六
	国保年金課	十年法律第三十四号」という。) 附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務
		であって主務省令で定めるもの
49		母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康
	健康増進課	診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児
		の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母
		子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

Ì		1
56	福祉支援課	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をい
		う。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	国保年金課	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は
		同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する
		事務であって主務省令で定めるもの
	福祉支援課	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶
63		者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等
		支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
68	介護保険課	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施
00		又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
76	健康増進課	健康増進法 (平成十四年法律第百三号) による健康増進事業の実施に関する事務であっ
76		て主務省令で定めるもの
83	国保年金課	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六
0.5		号) による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
	福祉支援課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二
84		十三号) による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって
		主務省令で定めるもの
94	こども課	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保
		育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業
		の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·